

長崎支部の保健事業について

～働き盛り世代の突然死を防ぐ取り組み～



協会けんぽ 長崎支部キャラクター
「尾まがり猫家族」



全国健康保険協会（協会けんぽ）の概要

協会けんぽとは？

4,000万人の「医療を受けられる安心」を支える 日本最大の保険者。

<協会けんぽの使命>

全国健康保険協会は、保険者として健康保険事業及び船員保険事業を行い、**加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、**もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る。

加入者や
加入事業所の
健康づくりは、
保険者の責務ってこと



「加入者の健康の保持増進・QOLの維持向上」および「医療費適正化」により、国民皆保険制度の維持を実現する

3人に1人の割合

中小企業にお勤めの方と、
そのご家族が加入しています！

後期高齢者医療制度

加入者数
1,806万人



保険者数
47 広域連合

国民健康保険

加入者数
2,890万人



保険者数
1,716市町村
161国保組合

健康保険組合

加入者数
2,868万人



保険者数
1,388

共済組合

加入者数
868万人



保険者数
85

協会けんぽ

加入者数
3,944万人



保険者数
1

※令和3年3月末現在（協会けんぽは令和5年3月末現在）



全国健康保険協会 長崎支部
協会けんぽ

加入情報（令和5年3月協会けんぽ月報）



長崎県でも約3人に1の方が
協会けんぽの加入者です（約34%）



加入者数 431,883人

被保険者 262,900人

被扶養者 168,983人



事業所数23,797事業所

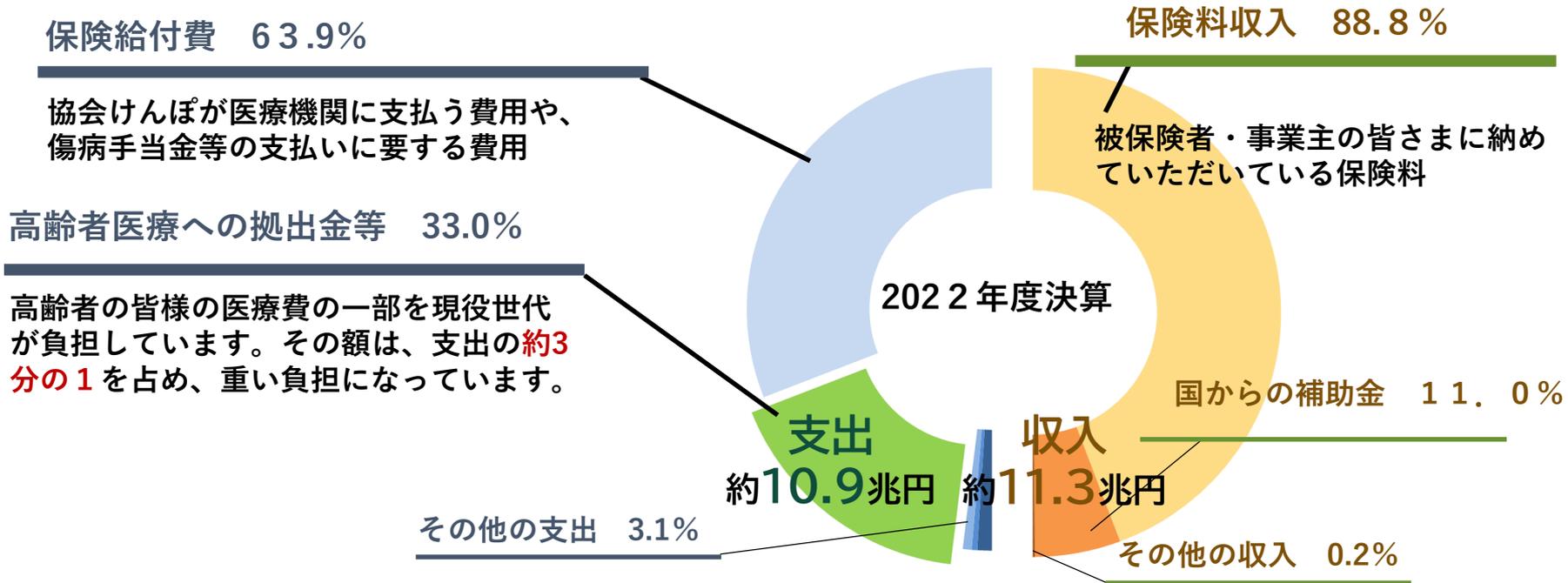
1-1. 協会けんぽの財政構造

拠出金…
増えたらマズいんじゃないか…



< 収入 > 被保険者・事業主の皆様に納めていただく保険料と、国庫補助

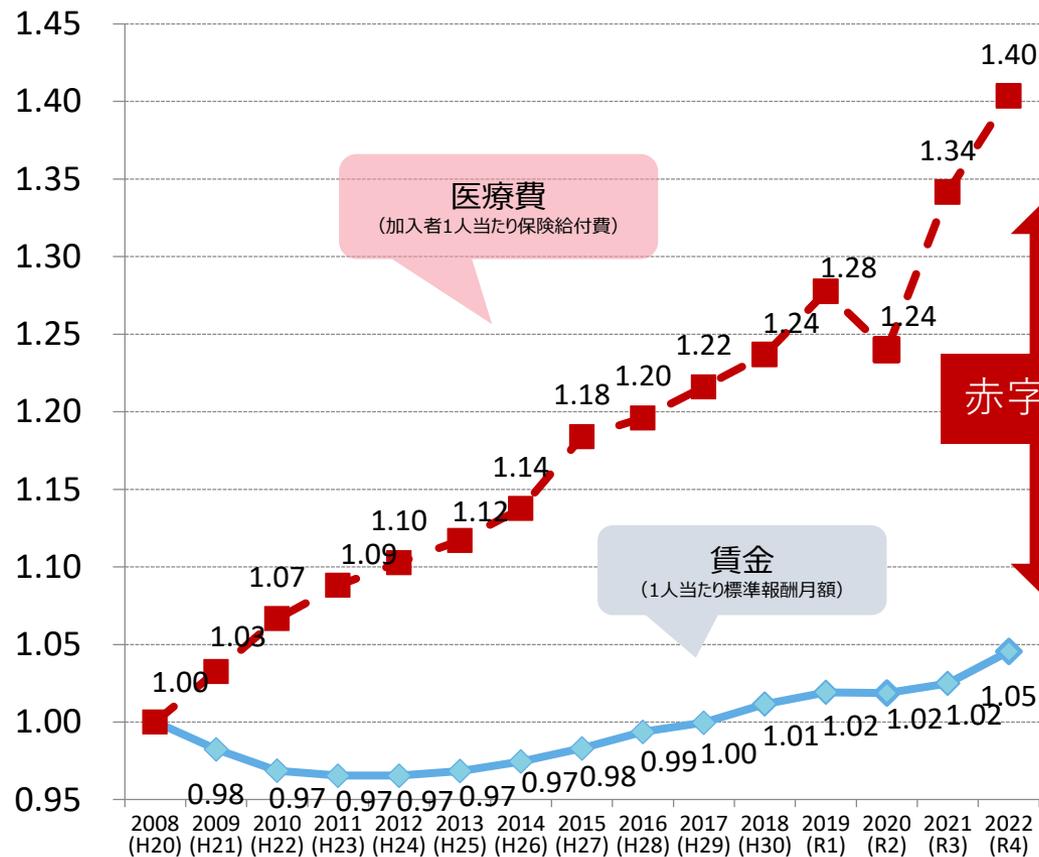
< 支出 > 協会けんぽ全体の支出の約60%が、医療給付等
30%以上が、高齢者医療への拠出金



2022年以降は、団塊の世代が75歳以上になり始める。
高齢者医療制度への拠出金は今後ますます増大していく。

健診・保健指導・未治療者への受診勧奨・重症化予防は、5年後・10年後につながる大事なミッション！

1-2. 協会けんぽの財政構造



医療費支出が増える一方で、賃金は伸び悩んでいる

高齢化もますます進んでいく

いつでも、どこでも、だれでも医療を受けることができる安心を維持することができるだろうか…

医療費を賄うためには、保険料を値上げしなければなりません！

値上げするだけじゃ「使命」は果たせないと思うけど…



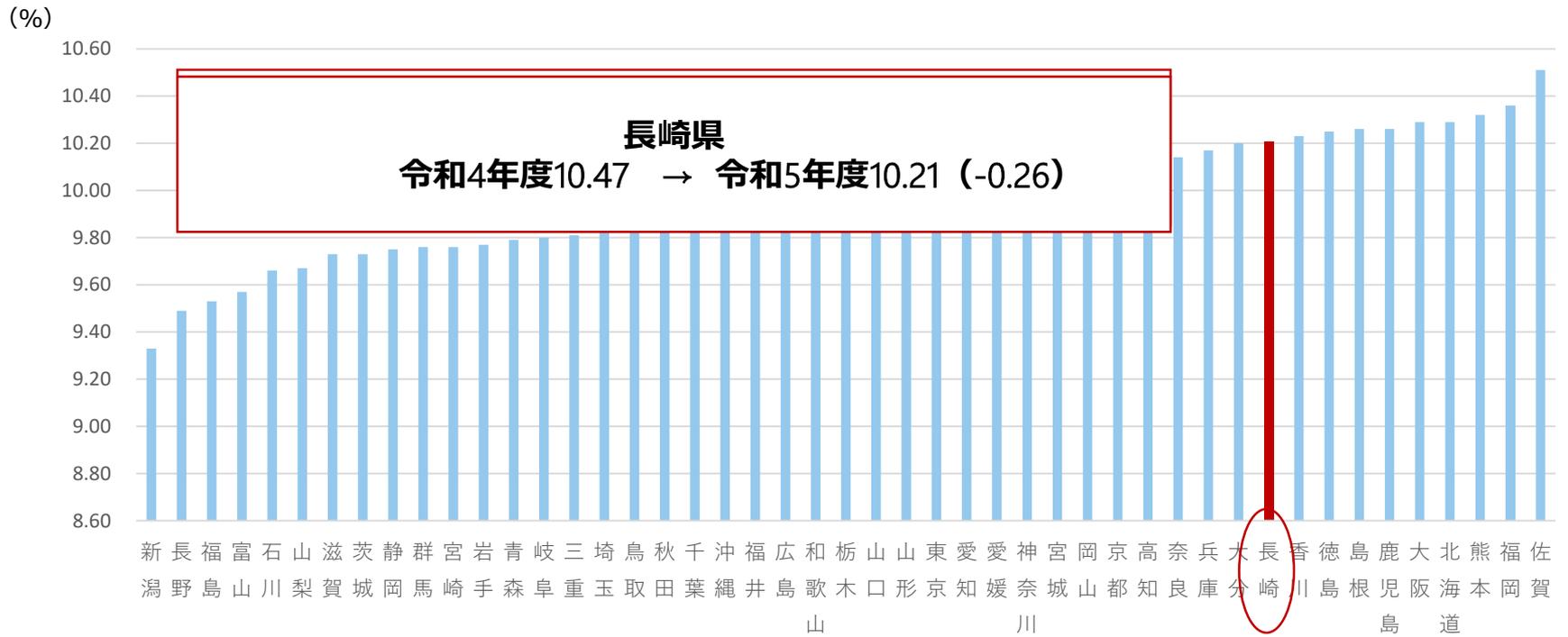
1-3. 保険料率について

協会けんぽの保険料率は全国平均10.0%です。

各都道府県（支部）の医療費などによって、保険料率に差が出るしくみになっています。



令和5年度 各都道府県の健康保険料率



参考：保険料率算定に使用する基礎データ
 (年齢調整・所得調整を含む)
 ・都道府県支部別・年齢階級別加入者数
 ・都道府県支部別医療給付費
 ・年齢階級別加入者1人当たり医療給付費
 ・都道府県支部別総報酬額

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、全国一律の介護保険料1.82%が加わります。

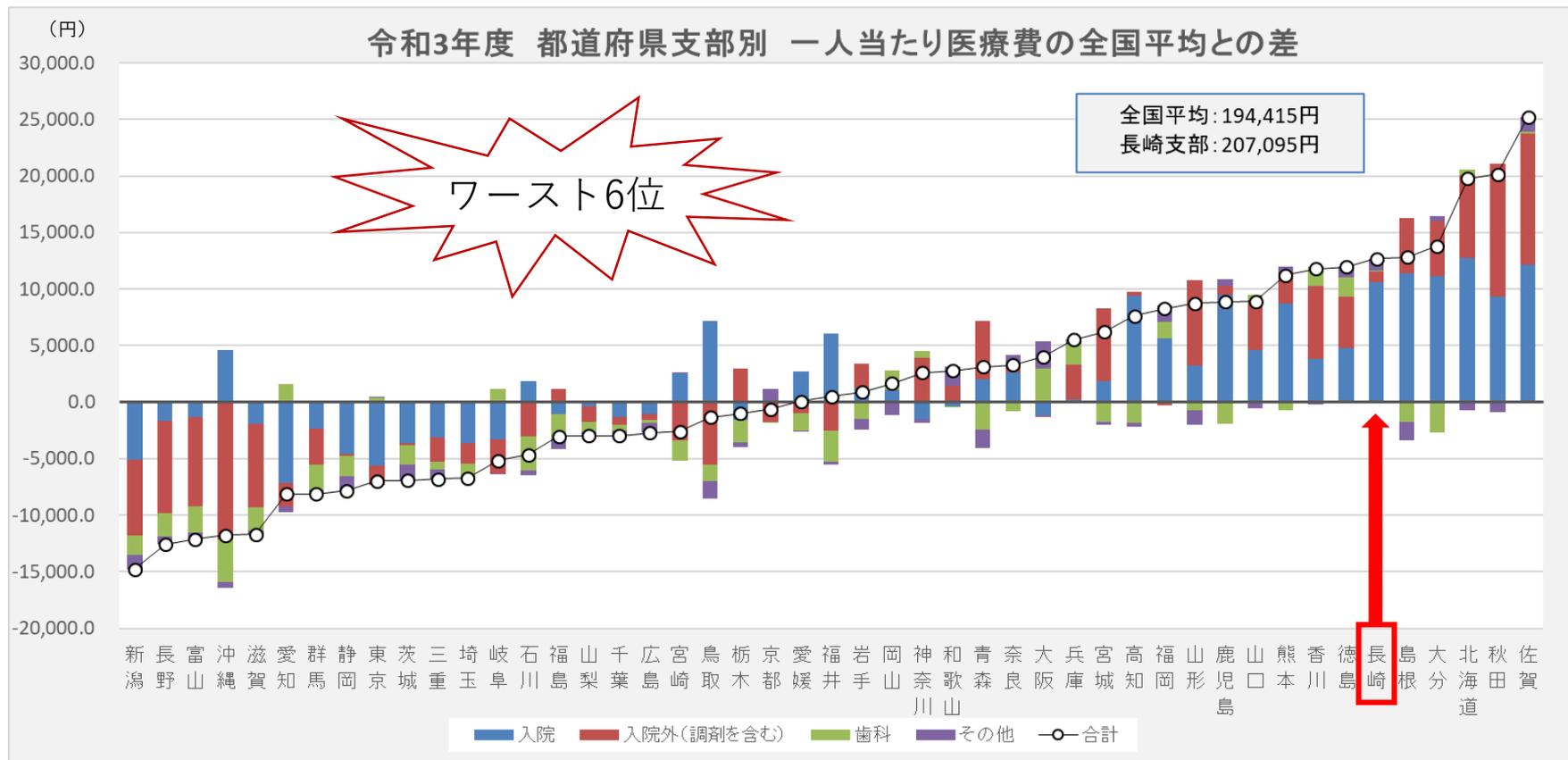
1-4. 長崎支部の医療費について

グラフの見方

令和3年度の加入者1人当たりにかかった医療費が、診療種別ごとに全国平均と比較して「いくら高いのか」または「いくら低いのか」を示しています。



<協会けんぽの都道府県支部別医療費等の状況等（令和3年度） 協会けんぽ月報による集計>



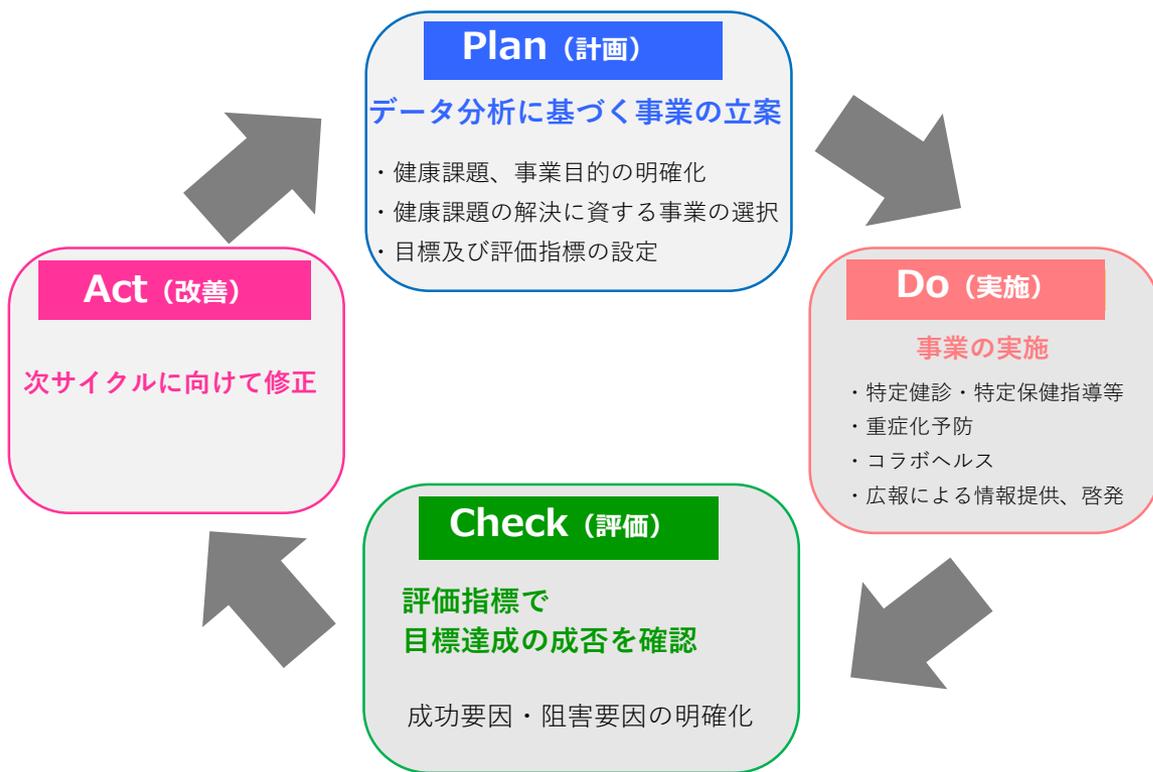
注1.医療費は社会保険診療報酬支払基金審査分(入院、通院、歯科、調剤、入院時食事療養費・生活療養費、訪問看護療養費)、療養費(柔道整復療養費等)、移送費に係るものであり、図中の「その他」は、入院、通院、歯科、調剤以外の医療費を表す。

注2.加入者1人当たり医療費は、年齢調整前の額である。

長崎支部のデータヘルス計画

2-1.データヘルス計画に基づく協会けんぽの保健事業

データヘルス計画とは、レセプト（医療情報）や健診結果などのデータに基づいて、効果的・効率的に保健事業に取り組む事業計画のこと。



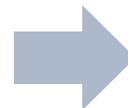
NG
手探り、従来通り…

- 第1期：平成27年度～平成29年度
- 第2期：平成30年度～令和5年度
- 第3期：令和6年度～令和11年度

「日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）」において、全ての医療保険者に「データヘルス計画の作成・公表・事業実施・評価等の取り組みを求める」ことを掲げている

<長崎支部の健康課題>

- 高血圧性疾患の受療率が高く、一人当たり医療費が高額
- 空腹時血糖が高い者の割合が増加傾向
- 男性の喫煙者の割合が高い
- 20歳から10キロ以上体重増加した者が多い
- 初診で心臓カテーテル検査を実施した患者のうち健診未受診者は半数以上…など



- ・ 悪くなるまで受診しない
- ・ 糖尿病や高血圧に起因する脳・心血管障害や慢性腎臓病（人工透析）が大きな問題
- ・ 医療費の問題だけではなく、社会的損失や加入者のQOLに影響

<上位目標：10年後を見据えた目標>

働き盛り世代の突然死を防ぐ

～35歳以上の被保険者の虚血性心疾患発症率を平成28年度0.06%から0.05%に改善させる～

<中位目標：6年後を見据えた目標>

- ① II度以上高血圧の対象者の割合を改善させる
- ② LDLコレステロール180mg/dl以上の割合を改善させる

重点的に取り組む保健事業

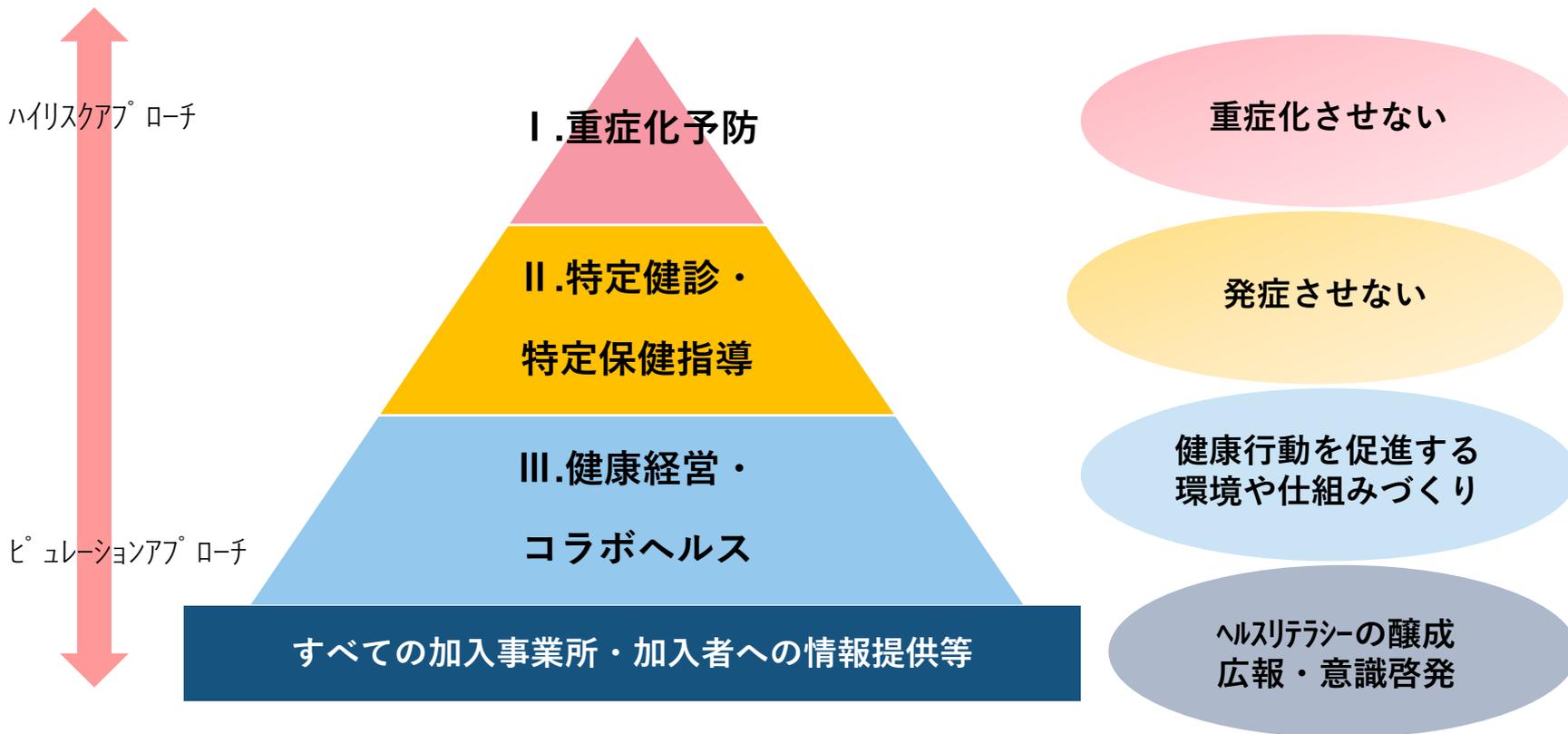
<上位目標や中位目標を達成するための下位目標>

- 特定健診受診率向上： 特定健診の受診率を65%にする。
- 特定保健指導実施率向上： 特定保健指導実施率35%にする。
- 重症化予防： II度以上高血圧の対象者の収縮期血圧平均値を下げる
LDLコレステロール180mg/dl以上の割合を下げる
- 「健康経営」宣言事業の普及啓発： 「健康経営」宣言事業所を1,000社へ増やす

2-3. データヘルス計画に基づく協会けんぽの保健事業

上位目標 「働き盛り世代の突然死を減らす」 を達成するための下位目標

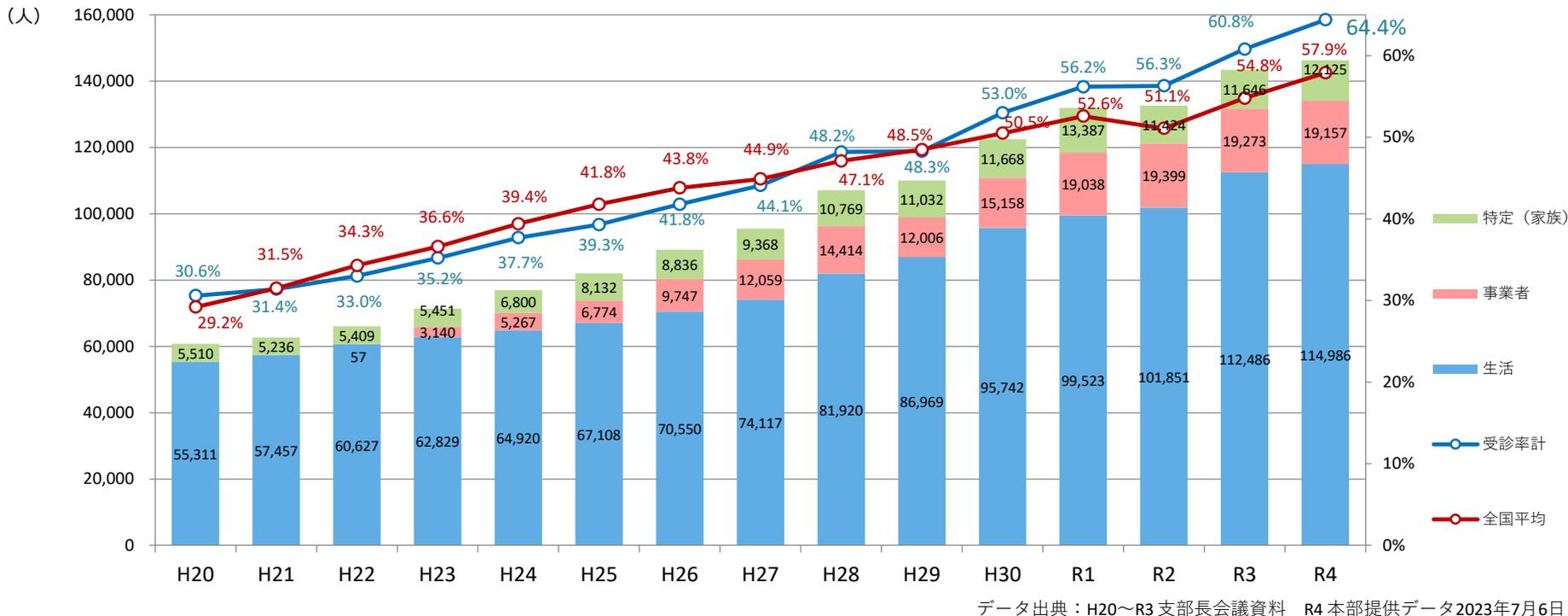
- ㊦ 特定健診受診率向上： 特定健診の受診率を65%にする。
- ㊦ 特定保健指導実施率向上： 特定保健指導実施率35%にする。
- ㊦ 重症化予防： II度以上高血圧の対象者の収縮期血圧平均値を下げる
LDLコレステロール180mg/dl以上の割合を下げる
- ㊦ 「健康経営」宣言事業の普及啓発： 「健康経営」宣言事業所を1,000社へ増やす



**働き盛り世代の突然死を防ぐために取り組んできたこと
～取り組みの成果と見えてきたこと～**

- ① 特定健診の実施状況
- ② 特定保健指導の実施状況
- ③ 重症化予防事業の実施状況
- ④ コラボヘルス

①-1. 長崎支部 特定健診受診率の推移（40歳以上）



健診の種類

協会けんぽでは、①生活習慣病予防健診（35歳以上被保険者）②特定健診（40歳以上被扶養者）の健診の補助を行っています。また、③定期健康診断（事業者健診）の特定健診部分のデータの取得に取り組んでいます。

③定期健康診断（事業者健診）

労働安全衛生法（安衛法）で定められた健診。
会社の実施が義務付けられている。

②特定健診

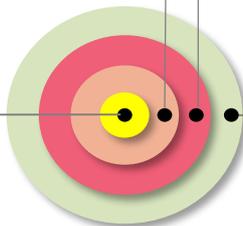
<40歳以上の被扶養者>
メタボリックシンドロームに着目した健診。

①生活習慣病予防健診（一般健診）

<35歳以上の被保険者>
がん検診を含んだ健診。
年齢によって付加健診も補助。

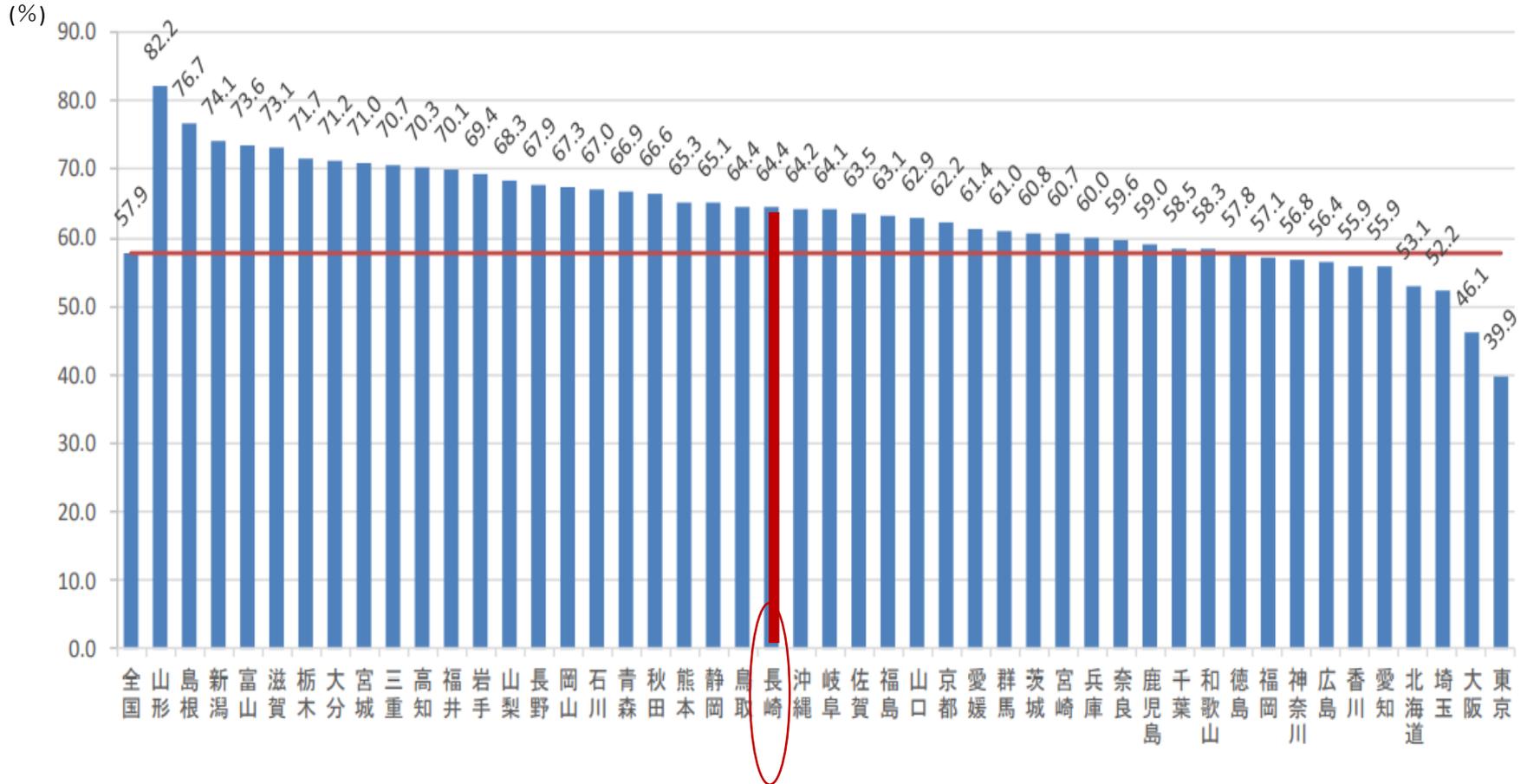
人間ドック

健診機関によって、内容・料金は異なる。



①-2. 協会けんぽにおける長崎支部の特定健診受診状況

- ①生活習慣病予防健診（40歳以上被保険者）
 - ②定期健康診断データの取得分
 - ③特定健診（被扶養者）
- 被保険者__73.7%（134,143/181,953人）
- __26.8%（12,125/45,286人）



本部提供データ：令和4年度健診・保健指導等実施状況の概要

①-3.関係機関との連携（被保険者の健診）

● 生活習慣病予防健診実施機関数の推移

(契約機関数)

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
67	71	74	75	76	76	75	73	73	77	82	81	79	79	78	80

● 生活習慣病予防健診（一般健診）の自己負担の軽減

最高 7,169円  最高 5,282円

総額 18,865円の健診 = 協会けんぽ補助額 13,583円 + 自己負担額 5,282円

● 健診実施機関による事業所への受診勧奨（健診機関12機関と覚書を締結）

● 事業者健診から生活習慣病予防健診への切替勧奨

● 健診実施機関による事業者健診データの早期提供

● 長崎県、労働局、協会けんぽ3者連名による事業者健診データ提供依頼

● 事業者健診データ取得にかかる委託業者の活用



①-4.市町との連携（被扶養者の健診）

「協会けんぽの特定健診」と「市町のがん検診」の同時実施案内について

(件)

市町名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
長崎市（H26 野母崎・三和 H27・28 野母崎・三和・外海 H29・30 野母崎・三和・外海・香焼・伊王島 ※協会主催のみ）	2,690	5,910	6,334	4,000	4,207	13,388
大村市	2,342	2,662	2,816	2,686	2,707	2,830
諫早市（多良見・飯盛・森山・小長井・高来）	1,465	1,549	1,509	※市の集団健診中止	※案内中止 受入れ可	※案内中止 受入れ可
島原市 ※協会主催のみ	－	1,489	1,485	1,401	2,599	4,361
平戸市	806	818	845	829	785	739
川棚町 ※令和元年度は2回案内	459	479	900	※案内中止 国保優先	407	448
新上五島町	531	512	－	501	596	596
佐世保市	8,026	8,814	7,984	※案内中止 国保優先	12,186	7,331
西海市	1,000	1,025	971	1,019	997	887
五島市	1,011	1,061	1,044	※案内中止 国保優先	※案内中止 国保優先	※案内中止 国保優先
対馬市	818	830	842	845	794	780
長与町	1,467	1,051	1,493	1,304	1,388	1,436
東彼杵町 ※令和元年度は2回案内	264	259	468	226	232	224
松浦市	671	693	693	※案内中止 国保優先	678	631
時津町	1,095	1,064	1,109	※案内中止 国保優先	※案内中止 国保優先	※案内中止 国保優先
波佐見町	513	494	518	※案内中止 国保優先	523	499
佐々町	553	574	580	※案内中止 国保優先	515	569
雲仙市 ※R1新規	－	－	1,476	1,436	1,479	1,398
案内件数（合計）	23,711	29,284	31,067	14,247	30,093	36,117

※長崎市（H29～R4年度）大村市（H29～R4年度）島原市（H30～R4年度）については、協会主催の集団健診とがん検診のセット健診案内分を含む。

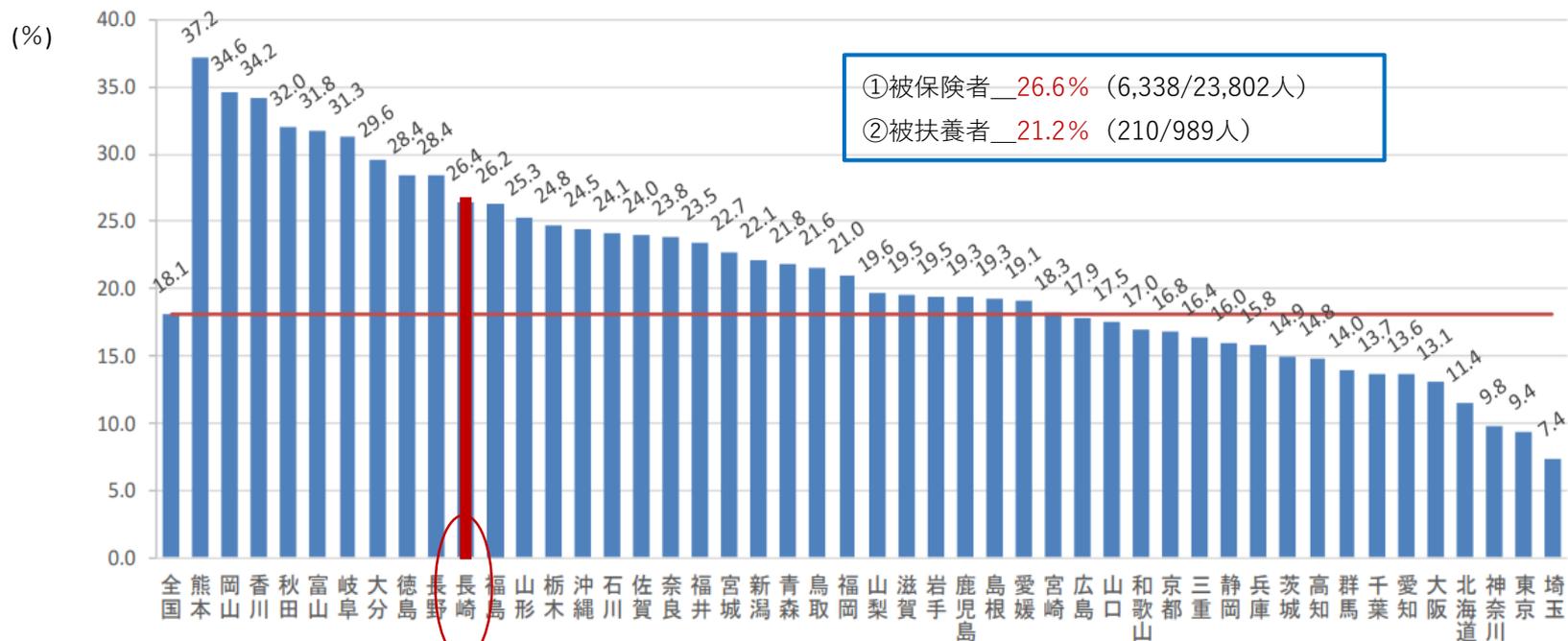
②-1. 長崎支部 特定保健指導実施率の推移



コロナ禍で伸び悩んでるけど、
あの手この手でなんとか・・・



②-2. 協会けんぽにおける長崎支部の特定保健指導実施状況



②-3.事業所との連携等（保健指導）

● 事業所訪問による特定保健指導（初回面談の実施）

長崎支部の特定保健指導従事者

<保健師：15名>

長崎地区：5名、諫早地区：4名、大村地区：3名、佐世保地区：2名、五島市：1名

<管理栄養士：3名>

長崎地区：2名、佐世保地区：1名

合計：18名

<事業所訪問による特定保健指導のメリット>

- ・対象者の働く環境について情報収集（見る・聞く）、アセスメントができる
⇒対象者の生活環境を考慮し、より効果的な保健指導ができる
- ・特定保健指導に併せて、健康経営への取り組みの支援ができる
⇒対象者が健康行動を起こしやすい職場環境に近づけることができる

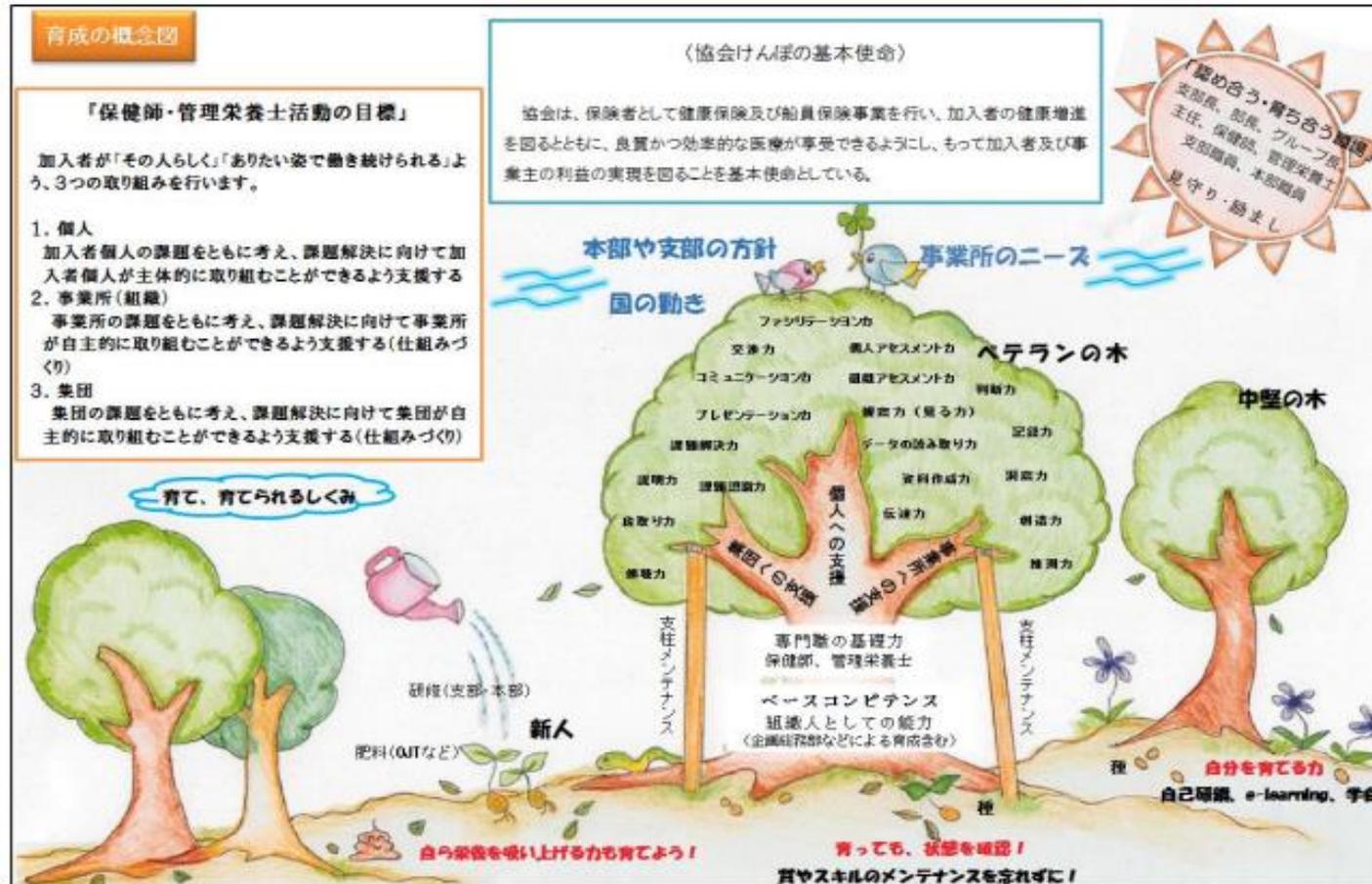


<協会保健師・管理栄養士の人材育成>

- ・年1回の本部主催研修
- ・年6回の支部内研修__アクティブラーニングを主体とした「コース設計書」を作成し、PDCAを回す
- ・外部研修およびe-ラーニングの活用
- ・新規採用者は、協会が策定した「育成プログラム」に基づき、採用時研修+OJT

(参考) 協会保健師・管理栄養士の育成プログラム

< 育成の概念図 >



質の高い保健指導力を持った保健指導者を育成するためのプログラム

- 多様な事業所に対応できる育成
- 多種多様な保健師・管理栄養士が、統一的・標準的なスキルを獲得するための育成
- 特殊な勤務形態に対応した育成

②-4.関係機関との連携等（保健指導）

● 生活習慣病予防健診実施機関への委託__健診当日の特定保健指導初回面談実施

<健診と保健指導を一体化するメリット>

- ・ 利便性の向上
- ・ 健康への関心が高まっている機会に効果的な介入ができる
- ・ 事業所担当者の負担軽減（訪問日程調整等の手間が不要）
- ・ 対象者であることを会社に知られたくない方も保健指導が利用できる

<被保険者に対する特定保健指導実施機関数の推移>

H25	→					R元	R2	R3	R4	R5
2						21	23	25	27	29

● 特定保健指導専門機関への委託

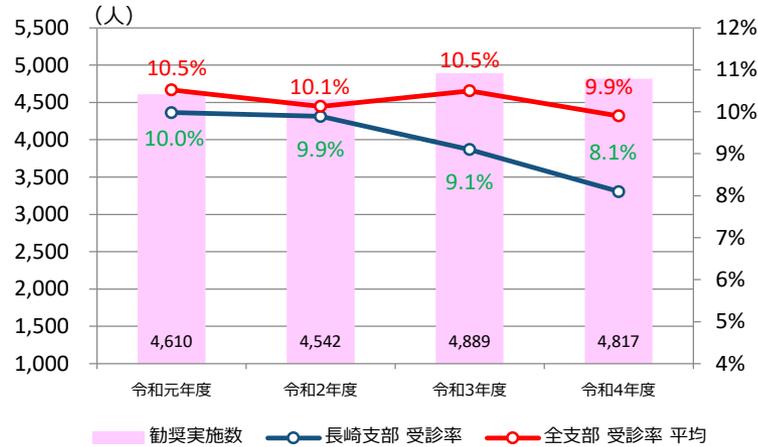
<専門機関活用のメリット>

- ・ ICTを活用した特定保健指導の拡大（約700人/年）
- ・ 離島など協会保健師等が頻繁に訪問することが困難な地域の保健指導強化
- ・ 勤務時間外で協会保健師等の対応が困難な対象者への保健指導の拡大
- ・ 事業所を通じての利用勧奨が困難な対象者への個別勧奨
- ・ 継続支援のみを業務委託することで、協会保健師等が事業所訪問に注力できる

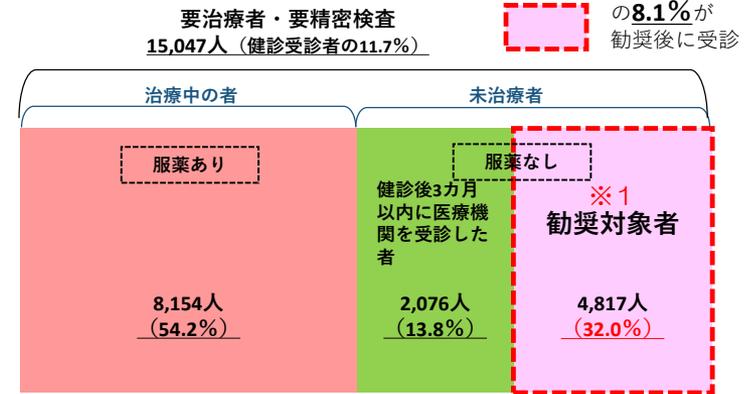


③-1. 未治療者に対する受診勧奨の実施状況__ 血圧・血糖

●受診勧奨後3ヶ月以内に医療機関を受診した者の割合



生活習慣病予防健診受診者：128,639人 (R3.4～R4.3 健診分)



※令和3年度健診受診者リスト(生活)より

< 勧奨実施数 > 生活習慣病予防健診受診者のうち、血圧値または血糖値で要治療と判定され、健診受診前月及び健診後3ヶ月以内に医療機関を受診していない者の数。

< 参考：受診勧奨判定基準 >
 収縮期血圧：160mmHg 以上、拡張期血圧：100mmHg 以上
 空腹時血糖：126mg/dl 以上、HbA1c(NGSP値)：6.5%以上

③-2. 『働き盛り世代の突然死を防ぐ』 支部独自の取り組み

- 生活習慣病予防健診受診者に対して高血圧予防の周知チラシの作成・活用
- 減塩チェックシートの作成・活用
- LDLコレステロール高値の方(180mg/dl以上の方)に対し、文書による受診勧奨

③-3. 糖尿病性腎症患者の重症化予防

- 糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、以下①～③の基準を全て満たす者に対する保健指導
 ①糖尿病治療中 ②尿蛋白±以上 ③eGFR30(ml/分/1.73m²)以上
 令和4年度は、41名が利用



※ 長崎県・長崎県医師会等関係機関と協議のうえ事業実施

④-1. コラボヘルス

長崎県と協会けんぽ長崎支部との共同による「健康経営」宣言事業

「健康経営」宣言事業「5つの取り組み」

- ①生活習慣病予防健診受診向上への取り組み
- ②健診受診結果による治療の徹底と保健指導の活用への取り組み
- ③事業所全体で継続的な健康増進や改善に向けた取り組み
- ④禁煙・受動喫煙対策に関する取り組み
- ⑤メンタルヘルスへの取り組み



協会けんぽと長崎県が取り組みをサポート

協会けんぽ長崎支部 のサポート

協会けんぽ長崎支部にご相談いただければ、生活習慣病予防健診受診向上のための具体的な取り組み提案や、保健師・管理栄養士の保健指導（無料）をご利用いただけます。

事業所カルテ

「健康経営」宣言事業に参加いただいた事業所様には、健診データと医療費データを分析した事業所カルテを配付し、事業所独自の健康増進の取り組みの参考にしていただいています。



長崎県のサポート

職場の健康づくり応援事業

健康づくりを応援するための専門スタッフを派遣して、下記テーマのうち希望するテーマ（原則1回・1テーマ）について講話します。

- 栄養・食生活
- 歯・口腔の健康
- 身体活動・運動
- こころの健康
- 喫煙（たばこ）

詳しくは、お申し込み後にご案内いたします。



三のぼり（宣言事業所用）



取り組み事例集



周知用パンフレット



周知用ポスター



受動喫煙防止ポスター

④-2. 「健康経営」宣言事業所数の推移

● 令和5年9月末時点で1,129事業所（累計）が「健康経営」宣言を行っています。

○令和3年度より、「健康経営」宣言事業の申込期限（昨年までは当年度9月末）を撤廃し、通年で申込可とした。

「健康経営推進企業」の認定基準

<取り組み1>

生活習慣病予防健診受診向上への取り組み

認定基準：**生活習慣病予防健診受診率80%以上**

<取り組み2>

健診受診結果による治療の徹底と保健指導の活用への取り組み

認定基準：**特定保健指導初回実施率50%以上**

<取り組み3>

事業所全体で継続的な健康増進の取り組みや改善に向けた取り組み

認定基準：「運動・身体活動を促進する取り組み」を行っていること

<取り組み4>

禁煙・受動喫煙対策に関する取り組み

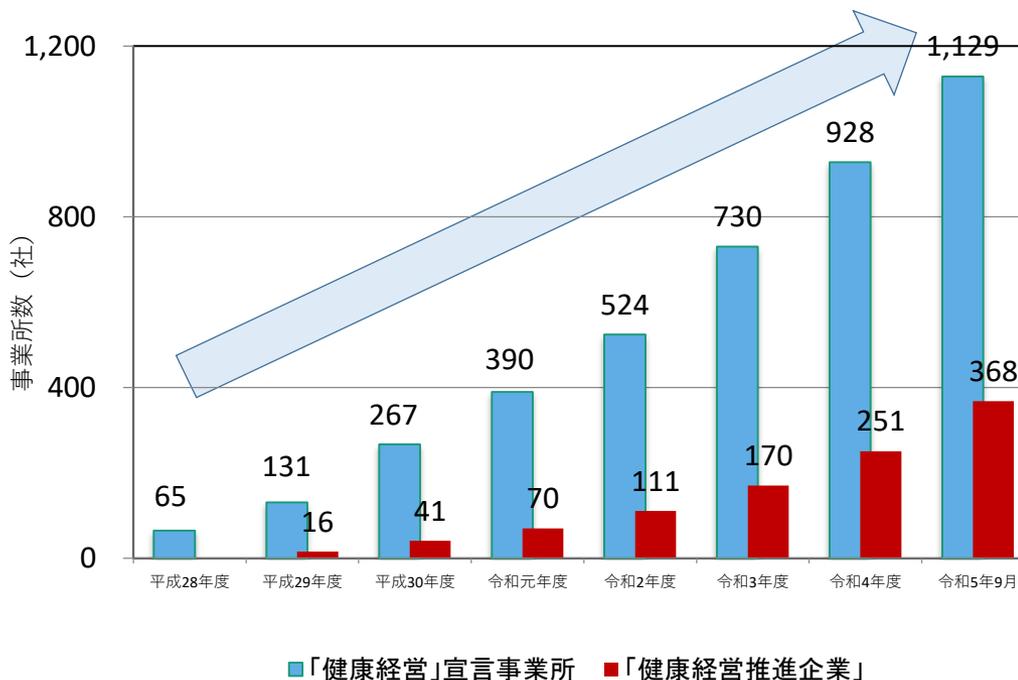
認定基準：取り組みを行っていること

<取り組み5>

メンタルヘルスへの取り組み

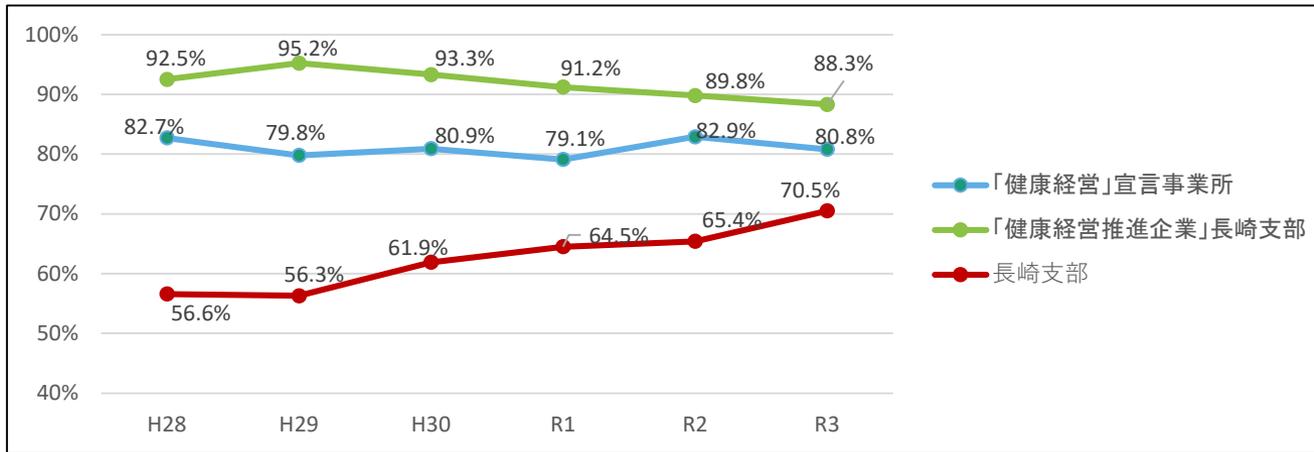
認定基準：取り組みを行っていること

「健康経営」宣言事業所と「健康経営推進企業」の推移（累計）

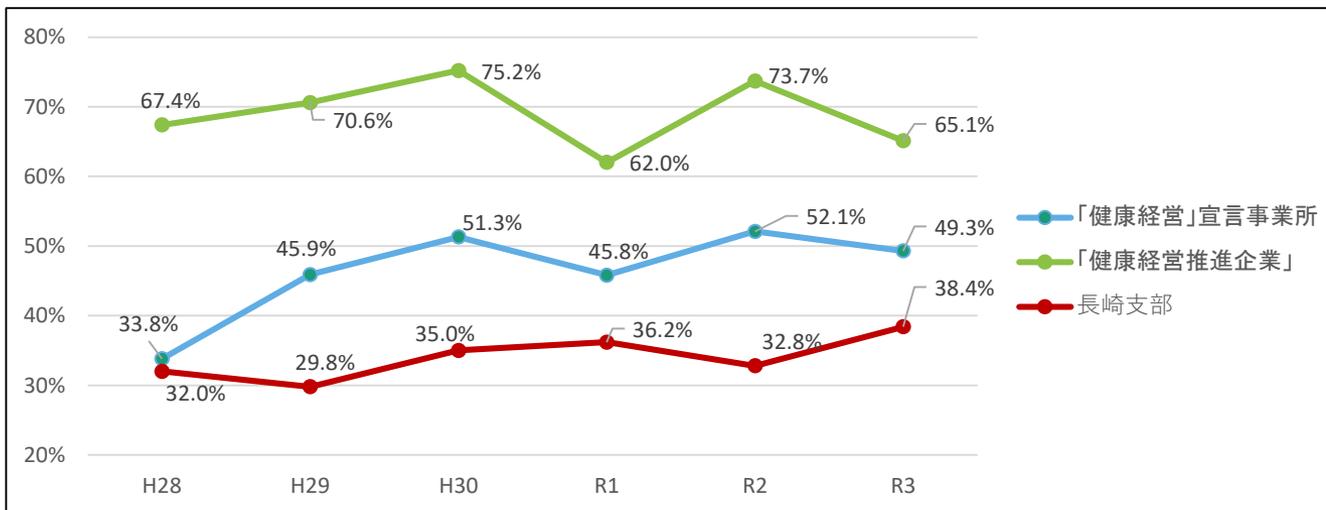


④-3.健康経営宣言事業所における健診・保健指導の状況

特定健診受診率（被保険者）の推移



特定保健指導 初回実施率（被保険者）の推移



会社の未来は従業員の健康づくりから必

期待される健康経営とは、従業員と連携し、従業員が健康経営の推進活動を通じて健康意識の向上を図り、長寿社会の構築に貢献する取り組みとして、「健康経営」推進活動を行っています。

- ① 健康経営の推進活動
- ② 健康経営の推進活動
- ③ 健康経営の推進活動
- ④ 健康経営の推進活動

「健康経営」が実現しています

健康経営の実現には、従業員の健康づくりが不可欠です。健康経営の推進活動を通じて、従業員の健康意識の向上を図り、長寿社会の構築に貢献する取り組みとして、「健康経営」推進活動を行っています。

長崎支店の現状

健康経営の推進活動を通じて、従業員の健康意識の向上を図り、長寿社会の構築に貢献する取り組みとして、「健康経営」推進活動を行っています。

健康づくりはもっと大切!

<案内チラシ>

※「健康経営」宣言事業所及び「健康経営推進企業」の数値については、原則認定作業時の数値。

④-4. 「健康経営」 宣言事業所の拡大に向けて

被保険者数別事業所数	事業所数	宣言事業所数	宣言率
100人以上	371	149	40.2%
50人以上100人未満	508	156	30.7%
30人以上50人未満	767	177	23.1%
10人以上30人未満	3,530	435	12.3%
5人以上10人未満	4,336	150	3.5%
5人未満	14,590	62	0.4%

令和5年10月12日事業所検索機能より

○ カバー率（被保険者数ベース）：25.7%

（事業所数ベース）：4.7%

※ 長崎支部加入事業所の約80%が被保険者数10人未満

※ 「健康経営」宣言事業を浸透させるため、宣言事業所数をさらに拡大していく必要がある



(参考) 「健康経営」の普及・推進に関する協定締結



左から 株式会社十八親和銀行 取締役専務執行役員 酒井 利明 様、野口支部長
(令和5年5月10日「健康経営」の普及推進に関する協定締結式)

令和5年5月10日に全国健康保険協会長崎支部は、株式会社十八親和銀行様と協定締結式を開催し、『「健康経営」の普及・推進に関する協定』の締結を行いました。

本協定により、加入者の健康増進、健康寿命の延伸を実現するため、全国健康保険協会長崎支部と株式会社十八親和銀行が相互に連携・協力を行い、「健康経営」宣言事業を普及・推進してまいります。



「健康経営」の普及推進に向けた連携・協力事項

- ・ 加入事業所への「健康経営」宣言事業及び関連事業の普及推進への連携・協力及び当該事業にかかるセミナー等開催への連携・協力
- ・ 「健康経営」を含めたサステナビリティの普及推進にかかる連携・協力
- ・ 加入事業所への「健康経営」宣言事業の広報・勧奨
- ・ 「健康保険委員」事業の広報・勧奨
- ・ 「メールマガジン」の広報・勧奨
- ・ その他、上記の目的を達成するために必要な事項に関すること

(参考) 令和5年度の途中経過

○取り組み事例集第2弾による健康づくりに係る好事例の共有化

- ・健康づくりに係る好事例の共有化を目的に、「健康経営推進企業」に認定された事業所様の取り組みについての事例集を作成（掲載事業所（順不同））
扇精光グループ様、長崎電建工業株式会社様、医療法人秋桜会様、東七株式会社様、株式会社大光食品様
株式会社トータル様、株式会社ホンダ長崎様、長崎空港ビルディング株式会社様、株式会社大川建設工業様
社会福祉法人五島会様、宅島建設株式会社様、岩永工業株式会社様

○「健康経営」の普及推進に向けた民間事業者との協力連携の強化

- ・令和4年度：『「健康経営」の普及・推進にかかる覚書』の締結
明治安田生命保険相互会社長崎支社、アクサ生命保険株式会社長崎支社、東京海上日動火災保険株式会社長崎支店
- ・令和5年度：『「健康経営」の普及・推進に関する協定』の締結
株式会社十八親和銀行、長崎県バス協会、長崎県タクシー協会
今後も「健康経営」の普及推進のため、民間事業者等との協力連携を模索していく。

○業態を絞ったアプローチの実施

- ・「健康経営」宣言事業所全体へのアプローチは引き続き行いつつ、並行して業態を絞ったアプローチを行っていく。
⇒特に、①健康状態に起因する事故が死亡事故等につながる危険性がある
②1事業所あたりの被保険者数が多い
③特定保健指導の利用率が低いなど
健康リスクの観点から「道路貨物運送業」や「その他の運輸業」を重点的にアプローチしていく。

< 「健康経営」宣言事業所へのインセンティブ >

- ①就活と進学の情報誌NRでの事業所紹介
- ②スポーツクラブの利用特典
- ③長崎県建設工事入札参加者格付における主観点への加点
- ④ハローワーク求人票への「健康経営推進企業」掲載



(参考) 協会けんぽ長崎支部の健診受診率向上に向けた取り組み (広報①_ポスター)

あなたとあしたへつづく、健康を。

けんぽのいっぽ!

さらに充実、一歩先へ! 協会けんぽの「健康づくり」事業

生活習慣病予防健診等の自己負担の軽減

7,169円 → 5,282円

協会けんぽの生活習慣病予防健診は、メタボリックシンドロームとともに5大がん(胃がん、大腸がん、肝臓がん、膵臓がん、胆膵がん)までカバー!

4,802円 → 2,689円

健診を受けた後の行動こそが大切です!

<p>真実なし</p> <p>健康診断は、健康維持の第一歩です。</p>	<p>生活習慣の改善が必要</p> <p>【特定健診を受けて!】</p> <p>健康診断の結果、メタボリックシンドロームが認められる40歳~74歳までの生活習慣病患者が対象です。健康診断の結果、メタボリックシンドロームが認められる40歳~74歳までの生活習慣病患者が対象です。健康診断の結果、メタボリックシンドロームが認められる40歳~74歳までの生活習慣病患者が対象です。</p>	<p>医療機関への受診が必要</p> <p>【医療機関への受診促進!】</p> <p>健康診断の結果、高血圧、高脂血症、糖尿病、脂質異常症、慢性腎臓病(CKD)が認められる場合は、医療機関を受診する必要があります。健康診断の結果、高血圧、高脂血症、糖尿病、脂質異常症、慢性腎臓病(CKD)が認められる場合は、医療機関を受診する必要があります。</p>
---	--	--

全国健康保険協会 長崎支部 TEL.095-829-5002

【健診受診奨励ポスター】
(令和3年4月作成)

協会けんぽ加入の40歳以上のご家族(扶養家族)の皆様へ

2つ持って 年に1回 健診を受けよう!

協会けんぽ加入の40歳以上のご家族(扶養家族)様で受診券をお持ちでない方(届いていない方)は「協会けんぽ」にご連絡ください。

受診可能な健診機関は、「協会けんぽホームページ」にて調べることができます。

★被保険者(ご本人)様は、生活習慣病予防健診をご利用下さい。

全国健康保険協会 長崎支部 TEL.095-829-5002

【受動喫煙対策ポスター】
(令和2年4月作成)

非の無い所に煙も

STOP! 受動喫煙

全国健康保険協会 長崎支部

令和2年4月に、健康増進法の改正を受け、事業所に対し受動喫煙対策の周知を行い、加入者の健康の維持・増進を図ることを目的に、協会けんぽ長崎支部キャラクター「尾まがり猫家族」を使用した「受動喫煙対策ポスター」を作成。「健康経営」宣言事業所にポスターを送付し、掲示と受動喫煙対策を依頼。

また、保健指導等何う事業所様に配布するとともに、新規に「健康経営」宣言に登録いただいた事業所にも送付し、掲示と受動喫煙対策を依頼。

【保健指導奨励ポスター】
(令和3年4月作成)

健診の後は 保健指導で生活習慣改善!

また、前に会い!

健康経営にもなる生活習慣病の予防に協力しよう!

健康的な生活習慣

全国健康保険協会 長崎支部 協会けんぽ

「更なる保健事業の充実」について、長崎新聞への広告掲載や、支部の各種広報媒体(支部通信、メルマガ)等での広報を実施している。また、長崎県福祉保健部国保・健康増進課と協力した際、2月5日に実施された「G7長崎保健大臣会合100日期フォーラム」なごさき健康宣言1〜」において、国保・健康増進課のブースデザインを披露いただいた。長崎県福祉保健部国保・健康増進課及び長崎県経済3団体等(長崎商工会議所、長崎県商工会連合会、団体中央会、日本労働組合総連合会長崎県連、保険労務士会、公益社団法人長崎法学会)に対会報誌への掲載等の広報に係る協力依頼を実施している。長崎支部の各種広報媒体だけでなく、聞いたかながら広報を実施している。

【健診受診奨励ポスター】
(令和4年7月作成)

健診受けて 安心を受け取ろう。

協会けんぽ加入 被保険者35歳以上の方は「生活習慣病予防健診」を受診を!!

協会けんぽ加入 被扶養者40歳以上の方は「特定健診」を受診を!!

全国健康保険協会 長崎支部 TEL.095-829-5002

令和3年4月に、特定健診の受診奨励ポスターを作成。令和3年5月に、長崎県医師会会員の1,300医療機関、ほか協会けんぽの特定健診を実施している52機関に送付し、掲示と健診の受診促進を依頼。

また、健診受診促進CMを放送する時期にあわせ、令和3年10月から12月に、長崎県内で乗車人数の多いJRの3駅(長崎、佐世保、諫早)と長崎市の路面電車内(10台)にポスター掲示を行った。

令和4年度は、令和4年10月から12月にJRの3駅(長崎、佐世保、諫早)に掲出しました。また、別デザインのポスターを長崎市の路面電車及び長崎県営バス、西肥バス、長崎バスに掲示し受診促進を実施。

令和3年4月に、保健指導奨励ポスターを作成。令和3年6月に、長崎県医師会会員の1,300医療機関、協会けんぽの生活習慣病予防健診を実施している79機関、長崎県商工会連合会に30枚、「健康経営」宣言事業所524社、健康保険委員会約2,000名にそれぞれ送付し、掲示と健診の受診促進を依頼。

また、健診受診促進CMを放送する時期にあわせ、令和3年10月から12月に、長崎県内で乗車人数の多いJRの3駅(長崎、佐世保、諫早)と長崎市の路面電車内(10台)にポスター掲示。令和4年度についても、令和4年10月から12月にJRの3駅(長崎、佐世保、諫早)と長崎バス(100台)に掲示。

令和4年7月に、長崎新聞に掲載した広告デザインを活用し、生活習慣病予防健診および特定健診の受診奨励ポスターを作成。令和4年8月に、「健康経営」宣言事業所808社に送付し、掲示と健診の受診促進を依頼。また、新規に「健康経営」宣言に登録いただいた事業所にも送付し、掲示と受診促進を行っている。今後、長崎県医師会会員の医療機関等にも配布し、掲示と受診促進を行っている。

(参考) 協会けんぽ長崎支部の健診受診率向上に向けた取り組み (広報②_CM、新聞広告、チラシ)

【TVCM】
(令和2年度から実施)

【新聞広告】
(令和2年度から実施)

【新聞広告】
(令和2年3月・令和3年3月・令和4年3月実施)

生活習慣病予防健診は
定期健診として受診可能
費用の約6割を補助
5種類のがん検診を含む
保健師等による健康サポート

生活習慣病には!
予防

協会けんぽの健診だ!

全国健康保険協会 長崎支部
協会けんぽ

協会けんぽ加入の40歳以上のご家族(扶養家族)の皆様へ

2つ持って 手1回
健診を受けよう

協会けんぽ加入の40歳以上のご家族(扶養家族)で受診券をお持ちでない方は「協会けんぽ」にご連絡ください

受診可能な健診機関は、「協会けんぽホームページ」に調べることができます。

協会けんぽ加入 被保険者35歳以上の方は「生活習慣病予防健診」の受診を!!
協会けんぽ加入 被扶養者40歳以上の方は「特定健診」の受診を!!

全国健康保険協会 長崎支部
協会けんぽ

協会けんぽ加入者のみなさまへ(水色の健康保険証をお持ちの方)

健診は、家族の実感を育む原動力!

健診に行こう!

協会けんぽ加入 被保険者35歳以上の方は「生活習慣病予防健診」の受診を!!
協会けんぽ加入 被扶養者40歳以上の方は「特定健診」の受診を!!

全国健康保険協会 長崎支部
協会けんぽ

健康診断のご案内

健康に自信のあるあなたも、つい健診を受け忘れるあなたも、年に1回の健康診断を受けることは、あなたの未来の安心につながります!

被保険者35歳以上の方は
「生活習慣病予防健診」の受診を!!
被扶養者(ご家族)様の「特定健診(特定健診)のご案内」を3月下旬にお届けの事業所様にお送りします。

被保険者40歳以上の方は
「特定健診」の受診を!!
被扶養者(ご家族)様の「特定健診(特定健診)のご案内」を被保険者のご住所あてに4月上旬にお送りします。

全国健康保険協会 長崎支部
協会けんぽ

令和2年3月27日、令和3年3月22日、令和4年3月28日の長崎新聞に、生活習慣病予防健診および特定健診受診勧奨の半5段フルカラー広告を掲載し、生活習慣病予防健診および特定健診の案内を送るタイミングに合わせて広告を掲載し、健診受診促進に向けた広報を行いました。

また、令和5年3月には、令和5年度に向けて、被保険者および被扶養者の健診受診を促進する健診受診勧奨の半5段フルカラー広告を長崎新聞に掲載。

令和2年12月11日と令和3年12月10日の長崎新聞に、特定健診受診勧奨の半5段フルカラー広告を掲載し、健診未受診者に向けた広報を行った。令和5年1月17日に、長崎新聞に特定健診受診勧奨の半5段フルカラー広告を掲載。令和5年度も継続。

令和2年10月に、「尾まり猫家族」のケン坊ババの着ぐるみと、長崎県で活躍中のタレントちんねんを起用した健診受診促進TVCM(15秒と30秒)を制作。NBC(長崎放送)、NCC(長崎文化放送)、NIB(長崎国際テレビ)、KTN(テレビ長崎)の4局において、令和3年4月および10月に15秒CMと30秒CMを合計88本放送。

また、令和4年4月～5月についても、上記4局にて15秒CMと30秒CMを合計56本、令和5年1月には、15秒CMと30秒CMを合計52本放送。

令和3年11月から令和4年2月に、長崎県内の映画館3館(TOHOシネマズ長崎、ユナイテッドシネマ長崎、佐世保シネマボックス太陽)で、映画上映前に15秒CMを放送。

TVC M動画については、動画配信サイト(YouTube)にアップロードし、TVC M動画紹介ページを長崎支部のホームページに掲載。

その他、チラシを作成するなど、広報媒体で活用しています。

令和5年度も、健診受診率向上に向けて継続してTVCMを実施。

聞いて下さい!

奥さん!

脱!メタボ

生活習慣病予防健診のご案内
特定健診のご案内

全国健康保険協会 長崎支部
協会けんぽ

長崎新聞 別冊折り込み タブロイド判 生活情報誌「とととMotto!」

パパ、ママ!

健診に行こう!

生活習慣病予防健診のご案内
特定健診のご案内

あなたの赤心と母性を感じます!

全国健康保険協会 長崎支部
協会けんぽ

油断大敵! 血液ドロドロ?

特定健診のご案内

あなたの赤心と母性を感じます!

全国健康保険協会 長崎支部
協会けんぽ

けんぽのいっぽ!

生活習慣病予防健診等の自己負担の軽減

7,169円 → 5,282円

全国健康保険協会 長崎支部
協会けんぽ

特定保健指導で健康への目標・行動計画をサポート

医療機関への早期受診について

血圧 血糖 脂質

全国健康保険協会 長崎支部
協会けんぽ

更なる保険事業の推進
チラシ

「働き盛り世代の突然死を防ぐ」ための取り組みを通じて

●成果

- ・事業所や長崎県との連携によるコラボヘルスや、健診機関との連携による受診機会の拡大および保健指導の利用機会の拡大等により、確実に健診受診率・保健指導実施率は向上してきた。
- ・健診受診率が向上したことにより、協会けんぽ加入者の健康状態の全体像が見えてきた。また、介入できる加入者が増加した。
- ・保健指導については、「量」を拡大しつつ「質」を向上させるため、継続的に人材育成に取り組むことで、効果的な保健指導が実施できるようになってきた。
- ・様々な機会を活用した広報活動も「健康経営」「健診受診」「健康づくり」などのキーワードを浸透させ、行動変容を促す後押しになった。
- ・「働き盛り世代の突然死を防ぐ」ための取り組みを通じて、様々な関係機関や団体等と「顔の見える関係」が構築できたことは、今後の事業展開に大きな力となる。

●データヘルス計画の進捗状況 「働き盛り世代の突然死を防ぐ」

- 上位目標（評価指標 → “35歳以上の被保険者の心臓カテーテル検査”と“初診”の両方のコードを含むレセプト割合）

レセプト割合は、0.05% ⇒ 0.04% 減少傾向。発症者の人数も減少傾向

※新型コロナウイルス感染症の蔓延により、検査控え等の影響も考えられることから、今後の動向を注視していく

- 中位目標（評価指標 → II度高血圧割合の減少）

R2年度6.0%からR3年度5.4%に減少（目標の5.0%には届かず・・・）

- 下位目標（評価指標 → LDLコレステロール180mmHg以上の割合の減少）

高LDL-C割合は、4.2% ⇒ 4.7%（目標の4.0%には届かず・・・）



「働き盛り世代の突然死を防ぐ」ための取り組みを通じて

●見えてきたこと

- ・肥満者の増加
- ・高血圧や高血糖、LDLコレステロールの有所見率が高い
- ・未治療者割合は、減少傾向であるが、未治療者の受診率は低い
- ・業種業態によって、健康状態（健診結果）や生活習慣に差がある
- ・高血圧、高血糖の未治療者の約6割が、特定保健指導の対象者
- ・加入事業所の8割を占める被保険者10名以下の事業所で、「健康経営」宣言率が低い

●保健師が感じる近年の変化・気づき

- ・事業所（事業主や担当者）の健康管理に対する意識は確実に向上一方で、従業員の健康意識の格差は広がっている
- ・活気のない若者が増えている
- ・不規則な勤務に応じた生活習慣は理解してもらえろが実行が難しい
- ・一日1食（食への関心が薄い）
- ・個人へ介入しすぎるとハラスメントと言われそうで、担当者が引き気味（受診勧奨、コミュニケーション）
- ・人との交流が乏しく、外に出ない、楽しみがない者が多い など

●令和6年度 更なる保健事業の推進に向けて__健診・保健指導等の充実・強化

- ・コラボヘルスの推進による、事業所と連携した健診、保健指導、受診勧奨の強化
- ・生活習慣病予防健診について、付加健診の対象年齢を拡大（6年度から）
対象年齢を現行の「40歳、50歳」から「40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳」へ
- ・健診機関と連携した、健診受診勧奨および特定保健指導、有所見者への受診勧奨の強化
- ・市町と連携した被扶養者の特定健診・特定保健指導の利用機会の拡大
- ・被扶養者及び事業者健診結果データに基づく高血圧未治療者への受診勧奨（6年度から）
- ・地域、職域の特性を踏まえた保健事業の実施（6年度から）
- ・長崎県の関係機関、関係団体等との連携した広報や啓発の強化

まだまだ課題は山積。
でも諦めるわけには
いかない！
力を合わせて乗り越え
るしかない！



etc…

健康日本21（第三次）の全体像

- 人生100年時代を迎え、社会が多様化する中で、各人の健康課題も多様化しており、「**誰一人取り残さない健康づくり**」を推進する。また、健康寿命は着実に延伸してきたが、一部の指標が悪化しているなど、さらに生活習慣の改善を含め、個人の行動と健康状態の改善を促す必要がある。このため、「**より実効性をもつ取組の推進**」に重点を置く。

ビジョン 全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現

誰一人取り残さない健康づくり (Inclusion)

集団や個人の特徴を踏まえた健康づくり
性差や年齢、ライフコースを加味した取組の推進

健康に関心が薄い者を含む幅広い世代へのアプローチ
自然に健康になれる環境づくりの構築

多様な主体による健康づくり
産官学を含めた様々な担い手の有機的な連携を促進

基本的な方向

ビジョン実現のため、以下の基本的な方向で国民健康づくり運動を進める

健康寿命の延伸と健康格差の縮小

個人の行動と健康状態の改善

社会環境の質の向上

ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

より実効性をもつ取組 (Implementation)

目標の設定・評価
エビデンスを踏まえた目標設定、中間評価・最終評価の精緻化

アクションプランの提示
自治体の取組の参考となる具体的な方策を提示

ICTの利活用
ウェアラブル端末やアプリなどテクノロジーを活用

※期間は、令和6～17年度の12年間の予定。